

第 13 号

国営大野川上流土地改良事業の経費に対する市負担金について

令和元年度において国が施行した国営大野川上流土地改良事業について、当該事業に要した経費のうち市が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和2年11月25日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

阿蘇市

事業名	負担すべき金額
国営大野川上流土地改良事業	1, 119, 689円

(提案理由)

令和元年度において国が施行した国営大野川上流土地改良事業に要した経費の一部を市に負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第90条第10項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。